

ID: 52

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町仁井田体育館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項(指定管理者 条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成15年条例第20号		
【基準】			
第10条の規定による。 (利用料金)			
第10条 利用者は、次条の規定により定められた利用料金を、利用日の7日前までに納付しな なければならない。			
2 指定管理者は、前項に規定する利用料金を自己の収入とすることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日